

政策課題討議

課題用紙

注意事項

1. 政策課題討議試験は、第一部と第二部に分かれています。第一部は課題に対する意見をまとめ、個別発表及び討議用のレジюмеを作成し、第二部は作成されたレジюмеを基に個別発表及び討議を行います。
2. 課題は**1題**、レジюме作成時間は正味**20分**です。
3. レジюмеの作成について
 - (ア) レジюме作成用紙は**1枚（片面）**です。裏側は使用しないでください。
 - (イ) レジюмеはコピーを取って、グループ内の各メンバー及び各試験官に配付しますので、レジюме作成用紙の枠内に濃くはっきりと内容が分かるように書いてください。
 - (ウ) 分かりやすく簡潔に作成してください。形式は自由です。箇条書きであっても、図や表を用いても構いません。
4. この課題用紙は、本試験種目終了後に回収します。
5. 下欄に受験番号及び氏名を記入してください。

受験番号	氏名
------	----

指示があるまで中を開いてはいけません。

討議課題

選択的夫婦別氏制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度である。現在の民法では、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければならない、現実には、男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的多数である。

しかしながら、女性の社会進出等に伴い、改氏による社会的な不便・不利益を指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見がある。

また、夫婦の氏をとりまく状況として、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用が拡充されつつある。

選択的夫婦別氏制度に関しては、近年、夫婦同氏制度を定める現行の民法の規定が、婚姻や家族に関して個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して法律を制定することを定める憲法 24 条等に違反するかという観点で論じられている。

その中では、社会の自然かつ基礎的な集団単位である家族の呼称を一つに定めることには合理性が認められ、旧姓の通称使用により夫婦同氏制度に伴う不利益は一定程度緩和され得ることなどを総合的に考慮すると、現行制度は憲法に違反しないとの意見がある。一方、婚姻をめぐる状況の変化や我が国も批准する女子差別撤廃条約の規定等を踏まえると、夫婦別氏の選択を設けていないことは婚姻における自由かつ平等な意思決定を妨げており、また、選択的夫婦別氏制度の導入により向上する国民個人が受ける利益は減少する利益より大きく、同制度を導入しないことは個人の尊厳をないがしろにしているとして、現行制度は憲法に違反するとの意見もある。

以上の状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮しつつ、選択的夫婦別氏制度に「賛成」か「反対」かのいずれかを明記した上で、その理由やあなたの意見について、個別発表及び討議用のレジュメを作成せよ。